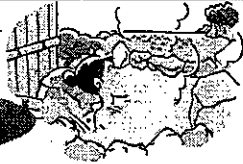


11月



湯の郷



発行
松本警察署
浅間温泉交番
46-1944

重要指名手配 ☐



「指名手配被疑者の検挙に御協力を！」

110番!!



令和7年8月末現在、全国の警察から指名手配されている者は、凶悪事件などで特に警察庁が指定している重要指名手配被疑者を始めとして、約590人に上っています。

これらの被疑者は、殺人、強盗等の凶悪事件のほか、暴行、傷害、窃盗、詐欺、横領等の事件に関して指名手配されており、再び犯行を行うおそれがあります。

警察では、総力を挙げて指名手配被疑者の追跡捜査を行い、これらの被疑者の早期検挙に取り組んでいます。

一般市民に紛れて身を潜める指名手配被疑者を早期に検挙するためには、県民の皆さんの御協力が是非とも必要です。

指名手配被疑者によく似た人を見掛けたといった情報など、どんなわずかなことでも結構ですので、警察に通報していただくようお願いいたします。

「児童虐待」から子供を守ろう

児童虐待とは

保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、次のような行為をすることをいいます。

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為を児童にさせること

怠慢又は拒否（ネグレクト）

病気になっても医者にみせないなど、保護者としての監護を著しく怠ること

心理的虐待

児童の面前で配偶者やその他の家族などに対し暴力を振るうなど、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

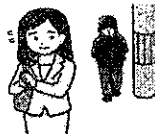
児童虐待の早期通報のお願い

児童虐待から子どもを守るには早期発見・通報が必要ですので、児童虐待かもしれないと感じたら迷わず通報をしてください。

- 緊急時は110番
- ヤングテレホン ☎026-232-4970

「ストーカー被害」や「DV被害」 我慢しないで、すぐに相談を！！

「ストーカー」って…？



ストーカー行為とは、

追隨して歩く、自宅等への押し掛けや見張り、行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、連続電話、乱暴な言動、GPS機器の取付けなどの規制対象行為を繰り返す行為をいい、処罰の対象となります。

警察では、被害者からの申出により、相手方に対してこれら規制対象行為を止めるよう警告等を行うこともできます。

<<警察の相談窓口>>

- 警察本部警察相談窓口：「#9110」又は「026-233-0110」
- 警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート110：「026-234-8110」「0120-037-555」
- 性犯罪被害相談電話「#8103」（ハートさん）

<<警察以外の相談窓口>>

- 長野県女性相談センター：026-235-5710
- 長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」：0266-22-8822
- DV相談ナビ「#8008」（はれば）
- DV相談プラス「0120-279-889」